令和９年度 保育施設 入園案内

保育園・認定こども園等の利用を希望する児童の保護者の方は、入園申込みの前に、保育の必要性の度合いによる保育利用の認定を受けることになります。児童の保護者のいずれもが下記のいずれかに該当し、その児童について保育の必要性が認められる場合であり、かつ同居の親族その他の者もその児童を保育することができない場合に保育の利用が認定されます。

その際、就労等の状況により最大で１日８時間もしくは１１時間のいずれかの保育を認定します。

①「保育の必要性」認定を申請します。
※利用希望の申込みを兼ねることとします

②町から認定証を交付します。
※利用調整結果の通知を兼ねることとします。

③認定を受けた保護者は、保育施設へ利用の申込みをします。

④保育施設と利用についての契約をします。

〇保育の必要性の認定となる基準について

保育を必要とする理由		保育の必要量
就労（家庭内・家庭外）	１月において４８時間以上労働していることを常態としていること	月の就労時間が４８時間以上１２０時間未満　保育短時間（８時間まで）
		月の就労が１２０時間以上 保育標準時間（１１時間まで）
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと	保育標準時間（１１時間まで）
保護者の疾病・障害	疾病にかかり，若しくは負傷し，又は精神若しくは身体に障害を有していること	保育標準時間（１１時間まで）
親族の介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること	保育標準時間（１１時間まで）
災害・復旧	震災，風水害，火災その他の災害の復旧に当たっていること	保育標準時間（１１時間まで）
求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること	保育短時間（８時間まで）
就学	学校教育法に規定する学校，専修学校，各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること	就労の場合に準じて認定
	職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること	就労の場合に準じて認定
虐待・DV	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること	保育標準時間（１１時間まで）
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること	保育標準時間（１１時間まで）

育児休業取得中	育児休業をする場合であって，当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており，当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること	保育短時間（８時間まで）
上記の掲げるもののほか、上記に類すると町長が特に認める状態であること		事由を勘案して上記に準じて認定

※求職活動の場合でも９０日を限度として保育利用の申し込みができます。ただし、就労することが前提となりますので、就労開始後「就労証明書」を提出していただき、保育の認定期間を変更することになります。

☆申請に基づく認定の区分は下表のとおりです。

区分	保育を必要としない		保育を必要とする	
満３歳～就学前	１号認定	教育標準時間認定	２号認定	保育標準時間（１１時間まで）
				保育短時間（８時間まで）
満３歳未満			３号認定	保育標準時間（１１時間まで）
				保育短時間（８時間まで）
利用施設	幼稚園・認定こども園		保育園・認定こども園	

≪令和９年度（令和９年４月１日入園）保育園等の利用申し込み手続き≫

１　申請書提出先　**石川町役場教育課 幼児保育係又は各保育施設**
いしかわこども園を希望される場合は、教育課 幼児保育係へ提出してください。
※受付時間：平日（月～金）午前８時３０分～午後５時（土日・祝日を除く）

２　申込受付期間　**令和８年１０月１日（木）～令和８年１０月３０日（金）**

３　提出書類

（1）　教育・保育給付認定申請書兼施設入園申込書

（2）　教育・保育給付認定現況届

（3）　保育することができない家庭の状況を確認するため、次表で該当する父母及び家族全員（学生等を除く）の証明及び確認書類

（4）　保育施設入園申込みに関する確認書

（5）　保育料の算定にあたり、令和８年１月２日以降に転入された方の住民税情報については、マイナンバーによる自治体間情報連携により取得します。自治体間情報連携により住民税情報が取得できなかった場合、令和８年度の課税証明書（令和８年１月１日時点でお住まいの市町村で発行）の提出をお願いすることがあります。

（6）　その他

※　町立の認定こども園の保育料は、口座振替納付となります。口座振替手続きは、町内金融機関（郵便局含む）でできます。口座振替依頼書は金融機関にありますので、通帳とお届け印を持参のうえ町内金融機関で手続きをお願いします。
町立以外の保育施設の保育料の納付方法については、各施設にお問い合わせください。

※　入園申込みが同一世帯で同時に２名以上になる場合は、提出書類（3）（4）は２人目からコピーでも差し支えありません。

○保育することができない家庭の状況を確認するための書類

区　　分	証明及び確認書類	備　　考
会社等に勤務している方	・就労証明書	就労証明書は必ず事業所の担当者が記入。
自営業の方	・就労証明書と確定申告書の写し	
農業に従事している方	・「農業委員会」による農業従事確認書	石川町農業委員会事務局(石川町役場内)で確認を受けて下さい。
出産前後の方	・母子手帳の写し（住所、氏名等の記入欄、出産予定日、出産日記入欄のページの写し）	出産日または出産予定日の前後８週間の利用ができます。
病気や障がいのある方	・疾病等の状況がわかるもの（診察券の写し、診断書など） ・身体障害者手帳等の写し	病気や障がいのある方の証明書を提出して下さい。
病人等を常時介護している方	・疾病等の状況がわかるもの（診断書など） ・身体障害者手帳等の写し	介護されている方の証明書を提出して下さい。
就学（学生）、職業訓練中等の方	・在学証明書など	児童の保護者で就学されている場合に提出して下さい。
就業先が決定している方や開業準備中の方	・保育利用申立書 ・内定通知や自営業の開業計画書（任意様式）	９０日間の保育を利用できます。
求職中の方	・保育利用申立書 ・ハローワークカードの写し、内定通知など	

４　その他特別な保育の申込

　土曜日終日保育及び延長保育等を希望される場合には、上記の提出書類の他、別途申込書が必要となりますので各保育施設におたずねください。

５　年度途中の入園申込

　教育課幼児保育係及び各保育施設で随時受付します。ただし、入園者が定員を超えている場合は、入園希望時期に入園できないことがあります。

※入園希望の２ヶ月前の１０日までに申請を行なってください。原則、途中入園の方の入園日は１日となります。

（例）11 月 1 日入園希望　⇒　9 月 10 日までに申請

６　慣らし保育の実施

　児童が保育施設での生活に慣れるまでの間、慣らし保育を実施しています。慣らし保育の実施中は午前のみの保育になるので、保護者の皆さんのご協力をお願いします。

　慣らし保育の期間については、各施設にお問い合わせください。

≪保育の認定について≫

（１）保育施設への入園は、書類審査等により保育の必要性を総合的に判断し、保育の必要性の度合いの高い方を優先して行います。認定申請の受付順ではありません。

（２）年度当初の保育認定及び利用調整の結果は、１月中旬頃に通知します。
年度途中の入園の場合は随時通知します。

（３）提出された書類により、**保育の必要性を点数化し、優先度の高いほうから入園の優先順位を決定します。家庭状況や保護者の就労等の状況に応じて優先順位を付け審査し入園を決定しますので、希望する保育施設に入園できない場合もあります。**
ひとり親家庭や特別な支援が必要な児童等は優先度が高くなります。
また、申込受付期間後の申込については、入園の優先順位が低くなります。

（４）認定申請書の内容に変更があった場合や、申込みを辞退する場合には速やかに教育課幼児保育係へご連絡ください。

（５）申込内容に虚偽があった場合は入園できないことがあります。

（６）求職中で保育の利用を希望される場合は、９０日を限度に保育の利用ができます。

≪保育料（利用者負担額）について≫

（１）令和元年１０月１日から幼児教育・保育の無償化により、３歳から５歳児クラスの児童の保育料が無料となりました。また、０歳から２歳児クラスの住民税非課税世帯についても無償化の対象となります。なお、保育料以外に負担する費用については施設により異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

（２）保育料は、入園児童の年齢及び父母の住民税の課税額によって決められますが、家計の中心となる方が父母以外の場合は、その方の住民税も合算されます。（世帯分離の方も含めます。）
※父母が青色申告の専従者給与の対象の方や、父母ともに住民税非課税の場合などでは、父母以外の家計の中心となる方（家計の主宰者）の課税額により保育料の決定をします。

（３）令和９年４月から８月までの保育料は令和８年度の住民税、９月から翌年３月までは令和９年度の住民税により保育料を決定しますので、収入がない方も必ず住民税の申告を行ってください。

（４）未申告等により住民税が未確定の方は、暫定的に保育料を決定します。この場合は、申告が済み次第、教育課へ連絡してください。その際、手続き終了後保育料を確定し、税額に変更があった場合は、遡って保育料を更正し追加徴収となる場合がありますのでご了承ください。

（５）年度途中で誕生日が来ても令和９年度中の保育料は変わりません。

（６）同じ世帯から２人以上が利用する場合は、下記のとおりです。

区　　分	保育料の額
２人目の児童	半額
３人目以降の児童	０円

（７）母子世帯等や在宅障がい児（者）のいる世帯で、保育料徴収金の階層区分が３階層にあたる世帯は、保育料が軽減される場合があります。保育料の軽減には確認が必要ですので、該当されると思われる方は、教育課幼児保育係にお問合せください。

（８）長期で欠席された場合であっても、保育料は減額・返還はしません。

（９）納期限までに保育料が納付されない場合、督促状などの発送のほか、法律に基づき児童手当からの「特別徴収」や滞納処分を行うことがあります。

≪給食費について≫

３歳から５歳児の給食費については実費徴収となるところですが、石川町独自事業として、給食費（副食分）への補助を実施します。

町立施設　　・・・・・無料（主食については今までどおり持参となります）

町立以外の施設・・・５,１００円／月額を補助

（※１・２号認定子どもに係る副食費の徴収免除対象者以外）

〇教育徴収基準額（１号認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額（月額）
定義			3歳以上児
			教育標準時間
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円
2	第1階層を除き、前期保育料については前年度分、後期保育料については当該年度分の町民税所得割課税額の区分が、次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯 （町民税所得割非課税世帯を含む）	
3		町民税所得割課税 77,100円以下	
4		町民税所得割課税 77,101円以上211,200円以下	
5		町民税所得割課税 211,201円以上	

○保育徴収基準額表（２・３号認定）

<table>
<tr><td colspan="3">各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分</td><td colspan="4">徴収基準額（月額）</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">定義</td><td colspan="2">3歳未満児</td><td colspan="2">3歳以上児</td></tr>
<tr><td>保　育
標準時間</td><td>保　育
短時間</td><td>保　育
標準時間</td><td>保　育
短時間</td></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）</td><td>0円</td><td>0円</td><td rowspan="14">0円</td><td rowspan="14">0円</td></tr>
<tr><td>2</td><td rowspan="13">第１階層を除き、前期保育料については前年度分、後期保育料については当該年度分の町民税所得割課税額の区分が、次の区分に該当する世帯</td><td>町民税
非課税世帯</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>3A</td><td>町民税所得割課税
均等割課税のみ</td><td>12,800円</td><td>12,700円</td></tr>
<tr><td>3B</td><td>町民税所得割課税
48,600円未満</td><td>17,500円</td><td>17,300円</td></tr>
<tr><td>4A</td><td>町民税所得割課税
48,600円以上64,800円未満</td><td>20,700円</td><td>20,400円</td></tr>
<tr><td>4B</td><td>町民税所得割課税
64,800円以上81,000円未満</td><td>23,900円</td><td>23,500円</td></tr>
<tr><td>4C</td><td>町民税所得割課税
81,000円以上97,000円未満</td><td>27,000円</td><td>26,600円</td></tr>
<tr><td>5A</td><td>町民税所得割課税
97,000円以上121,000円未満</td><td>31,300円</td><td>30,900円</td></tr>
<tr><td>5B</td><td>町民税所得割課税
121,000円以上145,000円未満</td><td>35,600円</td><td>35,200円</td></tr>
<tr><td>5C</td><td>町民税所得割課税
145,000円以上169,000円未満</td><td rowspan="4">40,000円</td><td rowspan="4">39,500円</td></tr>
<tr><td>6</td><td>町民税所得割課税
169,000円以上301,000円未満</td></tr>
<tr><td>7</td><td>町民税所得割課税
301,000円以上397,000円未満</td></tr>
<tr><td>8</td><td>町民税所得割課税
397,000円以上</td></tr>
</table>

※　年収３６０万円未満相当に対応する市町村民税所得割課税額を含めた軽減措置

（１）要保護世帯に係る特例措置

ア）要保護世帯等に該当する場合における世帯の市町村民税所得割合算額が、教育認定こどもについては７７，１０１円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む。）を除く。）、保育認定こどもについては４８，６００円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）の利用者負担額について、１，０００円を軽減し半額とする。

イ）保育認定こどもについて、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属するものが要保護者等に該当する場合における世帯の市町村民税所得割合算額が、４８，６００円以上７７，１０１円未満の利用者負担額については半額とする。

（２）多子世帯に係る特例措置

ア）世帯の市町村民税所得割合算額が、教育認定こどもについて７７，１０１円未満、保育認定こどもについて５７，７００円未満である場合について、第２子を半額・第３子以降を無償とする。特例措置の適用にあたり、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限を廃止する。

イ）世帯の市町村民税所得割合算額が、教育認定こども・保育認定こどもの両方について７７，１０１円未満であって、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属するものが要保護者等に該当する場合について、第２子以降を無償とする。

≪保育施設の案内≫

施設名	所在地等	保育時間	募集対象児童
石川町立 いしかわこども園	〒963-7852 字関根 5-2 ℡２６－０１５０	１号認定 月～金　８時 30 分～13 時 30 分 ２号認定・３号認定 月～土　７時１５分～１８時１５分	０歳児（生後６ヶ月）～３歳児 ※４・５歳児は定員に達しているので募集しません。 ※２・３号認定の児童を優先するため、１号認定の 児童は募集しません。
学校法人 認定こども園　石川文化 幼稚園・クローバー保育園	〒963-7857 字当町 67-2 ℡２６－２０６１	１号認定 月～金　8時３０分から１４時３０分 ２号認定 月～金　７時３０分～１８時００分 土曜日　８時００分～１７時００分 ３号認定 月～金　７時００分～１８時００分 土曜日　８時００分～１７時００分	０歳児（生後６ヶ月）～５歳児
やどかり保育園	〒963-7807 大字形見字尾巻 188-1 ℡２６－２６０６	月～土　７時１５分～１８時１５分	０歳児（生後６ヶ月）～２歳児
いしかわツリートップ 保育園	〒963-7862 字鹿ノ坂２ ℡５７－５５５０	月～土　７時１５分～１８時１５分	０歳児（生後６ヶ月）～２歳児
※　いしかわこども園、やどかり保育園、いしかわツリートップ保育園は通常保育終了後から 18 時 45 分まで 30 分の延長保育を行います。また、認定こども園　石川文化幼稚園・クローバー保育園も通常保育終了後から 18 時３０分まで 30 分の延長保育を行います。 （いずれも料金は別途）			

※提出された書類により、**保育の必要性を点数化し、優先度の高いほうから入園の優先順位を決定します。家庭状況や保護者の就労等の状況に応じて優先順位を付け審査し入園を決定しますので、希望する保育施設に入園できない場合もあります。ひとり親家庭や特別な支援が必要な児童等は優先度が高くなります。また、申込受付期間後の申込については、入園の優先順位が低くなります。**

※保育施設は、就労などで家庭での保育が難しいお子さんを保護者に代わって保育する場所です。ご両親のどちらかがお休みの日や家庭で保育が可能な日については、家庭内保育のご協力をお願いします。

お問合せ先：石川町教育委員会　教育課　幼児保育係　ＴＥＬ（０２４７）２６－０８１１（直通）